こんな投票方法もあります

投票日当日の投票や期日前投票以外にもこのような投票方法があります。

■郵便投票

身体に重度の障害がある方や、介護保険法上の要介護5の方で、投票日に投票所での投票が困難な方が自宅などから郵送で投票できる制度です。

- 介護保険の被保険者証・身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで、次の表の障害の程度に当てはまり、自書による投票ができる方は郵便投票をすることができます（自書できない方は、手続きにより代理人による投票ができます）。
- 郵便投票制度をご利用いただくためには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の発行を受ける必要がありますので、申請書に必要事項を記入し、障害の程度を証明するものと併せて選挙管理委員会に提出してください。

障害・要介護を証明するものおよびその部位		障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証		要介護5

■投票用紙等の請求は、選挙の期日4日前までです。

■不在者投票

出稼ぎ等で投票区の区域外に出ている方や、病院（施設）等に入院（入所）中の方が投票できる制度です。

- 投票するためには、出稼ぎ等の方は、つがる市選挙管理委員会へ、不在者投票の請求をしてください。
- 病院（施設）等へ入院（入所）している方は、病院（施設）へ不在者投票の請求をしてください。

（ただし、青森県選挙管理委員会が指定している病院・施設に限ります。）

指定施設参照ページ
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan/fuzaisha-sisetu.html

※投票用紙の請求は、公示（告示）前でもできます。

郵便投票・不在者投票に関する**各種様式**のダウンロードおよび詳細については、市ホームページをご覧ください。**市ホームページトップ画面の検索機能に「不在者投票」と入力してください。**

今年は参議院選挙があるよ

しゃこちゃんめいすいくん

【問い合わせ先】
つがる市選挙管理委員会　電話42-2540

広　告

A-BiTS
株式会社 エービッツ
http://www.a-bits.co.jp/

りんご等果樹雪害復旧緊急支援事業

令和6年12月からの豪雪による果樹生産への影響を抑え、早急に産地の再生を図るため、被害を受けた市内の果樹生産者等に対し、被害樹の修復や撤去に必要な作業用機械の借り上げに要する経費を支援します。

受付期限	8月29日(金) ※土日祝日を除く。
対象経費	作業用機械（バックホー等）の**借り上げ経費**
対象機械	バックホー、トラクタ、ウッドチッパー、薪割り機等
補助率	借り上げ経費（税抜）の2/3以内（千円未満切り捨て）
提出書類	農林水産課窓口に設置している専用申請書に必要事項を記入のうえ、下記書類を添付してください。 ・補助金振込先の通帳　・被害の状況が分かる写真（園地の遠景と被害樹） ※被害樹の修復・撤去を実施済みの場合は以下の書類 ・事業の実施状況（作業の完了）が分かる写真　・領収証の写し
留意事項	・令和6年12月1日から令和7年8月31日までに借り上げた経費が対象となります。 ・借り入れ先は、レンタル会社のほか、建設業者その他作業用機械の貸し付けを行うことができる事業者とします。 ・あくまでも、機械の借り上げ料の補助としますので、委託料の場合は対象外となります。 その他留意事項については、直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】農林水産課　電話42-2111（内線422）

傷病鳥獣および死亡した野生鳥獣の取扱い

●傷病鳥獣の対応について

けがや病気で弱っている野生の鳥獣を傷病鳥獣といいます。野生鳥獣は、多少のけがであれば自然に回復する力を持っています。けがや病気で弱っていても、なるべくそのままにしておくことが野生鳥獣本来の姿ですが、もし人為的な要因で傷ついたり、けがや病気の程度が大きい野生鳥獣を発見した場合、鳥獣の種類・発見場所・けがの状況などを確認の上、西北農林水産事務所林業振興課までご連絡ください。状況を確認の上、保護・収容が可能かどうかを判断します。

《ご相談いただく前に必ずご確認ください》

県では、農林水産業、生活環境または生態系へ恒常的に被害を与える野生鳥獣の中で、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、ノウサギ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カルガモ、スズメ、キジバト、ムクドリ、ドバト、カワウについては保護の対象としていません。加えて、アライグマ、ハクビシン等の本来生息していなかった国内外の外来種、雛および出生直後の幼獣についても保護の対象外となります。

●死んだ野生鳥獣の取扱いについて

死んだ野生鳥獣は、確認された土地の所有者（管理者）が一般廃棄物として処理することが基本となります。

道路や公園などで死んでいるのを見つけた場合には各施設の管理者、ご自宅の庭などで見つけた場合には土地の所有者が燃やせるごみとして処理してください。

野生鳥獣は、細菌や寄生虫を保持しているおそれがありますので、使い捨てのビニール手袋やマスクを着用するなどして、死骸や糞には直接触れないよう注意してください。

野鳥が大量に死んでいる場合は、伝染病や事件性が疑われますので西北農林水産事務所林業振興課までご連絡ください。

【問い合わせ先】西北農林水産事務所林業振興課　電話72-6613　市役所農林水産課　電話42-1109

農地パトロール（利用状況調査）の実施

農業委員会では、農地パトロール（農地法第30条第1項に基づく利用状況調査）を実施し、遊休農地の把握と農地の無断転用の防止に努め、地域の重要な資源である農地を守り生かす運動を展開しています。

≪調査月間≫

毎年7月から10月までを調査月間として実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】農業委員会事務局　電話23-3622